

呉市立港町小学校いじめ防止基本方針

令和8年10月9日改定

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義等

(1) いじめの定義

「いじめ」を、法第2条の規定に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(3) いじめの解消について

認知したいじめ事案は、単に謝罪をもって安易に解消とせず、いじめが「解消している」次に示す二つの要件を満たし、他の事情も勘案して判断する。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
対象児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ② 対象児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、対象児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。対象児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめの問題に取り組むに当たっては、本校の児童の実態や生徒指導上の課題について確認し、いじめのない学校づくりに向け、組織的、継続的に対応するために、本校教職員及び関係者の認識の共有と徹底を図る。

また、いじめは「どの子供にも、どの学校でも起こりうるものである」との認識のもと、対象児童の立場に徹底的に立ち、寄り添って対応することを基本とし、児童が傷ついているのかどうかについてしっかりと観察し、ささいな変化に気付くこと、また、指導や介入の機会を逸することなく、継続して一緒に取り組む姿勢でいることが大切である。

本校は、常にこの基本的な考え方に立ち返り、一人一人の尊厳の大切さを心に据えながら、次に示す視点を中心として、取組を推進する。

(1) いじめの未然防止（児童の成長と発達を支える確かな生徒指導の推進）

児童の成長と発達を支える確かな生徒指導を推進する。その際には、次の「四つの視点」を中心として、取組の充実を図る。

ア 自己存在感の感受（対等で自由な人間関係を構築する居場所としての「学校、学級づくり」）

イ 共感的人間関係の育成（多様性に配慮した「学校、学級づくり」）

ウ 自己決定の場の提供（自分が誰かの役に立っていると思える自己有用感を育む）

エ 安全・安心な風土の醸成（「困った、助けてほしい」と言える環境づくり）

(2) 児童の主体的な活動の推進

道徳科の授業はもとより、学級・ホームルーム活動、児童会等の特別活動を通して、児童の主体的な活動を指導・支援する。

(3) いじめの早期発見

児童の何気ない一言や表情、態度に潜む「SOS」のサインといった、「いつもの違い・変化」に気付くことなど、日々、児童と向き合い、見守っている教職員にしかできない働きかけを大切にしながら、いじめの早期発見に努める。

(4) いじめ見逃しゼロ

児童のいつもと違う様子や人間関係の変化など、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。また、児童が不安や悩みを抱え込むことなく、相談できる環境を整備し、いじめを見逃さないための体制を構築する。

(5) いじめへの組織的な対応

いじめやいじめの疑いがあることが確認された場合、直ちに、対象児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、関係児童に対して事情を確認した上で適切に指導することや、呉市教育委員会に報告するなど、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有し、「いじめ防止委員会」を中心に全教職員が対象児童を守り切るという立場に立ち、組織的に対応する。

(6) 地域や家庭等との連携

いじめの問題は「学校だけの問題」ではなく、地域に暮らす全ての人々が関心を持

ち、できることを一緒に考えることが、子供たちを守ることにつながる。より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにし、社会全体で子供を見守り、健やかな成長を促すためには、学校、家庭及び地域の連携が必要である。そのため、平素から、関係機関等の担当者の連絡先の把握や、連絡会議の開催等、情報共有の充実を図る。

(7) 関係機関との連携

いじめ事案への対応においては、対象児童の安全確保や心のケアを迅速に行うために関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）と連携することが大切である。

4 いじめの防止等に関する組織

本校は、いじめの防止のため、校長のリーダーシップの下、生徒指導体制を確立するとともに、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止委員会」や「いじめ撲滅プロジェクトチーム」を中心として、いじめの未然防止及び「いじめ見逃しゼロ」等のため、呉市教育委員会等とも適切に連携を図りながら、取組を進める。

(1) いじめ防止委員会（いじめ対応チーム）の設置

「いじめ防止委員会」は、いじめを把握した際に「いじめ対応チーム」として対応する組織であるとともに、いじめの未然防止や早期発見・早期対応、その他各種取組を行う組織である。

ア 目的

(ア) いじめに関する問題を特定の教職員で抱え込むことなく、学校が組織的に対応する。

(イ) 必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応し、より実効的ないじめ事案の解決を図る。

イ 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、当該学年主任、関係担任

ウ 取組内容

(ア) 「チーム学校」として機能する、安全・安心な学校環境づくりに向けたいじめの防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築

(イ) いじめの防止及びいじめの早期発見を目的とする生徒指導推進計画の作成

(ウ) いじめの防止及びいじめの発生時の対応、法の内容、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上等に係る校内研修を年間1回以上実施

(エ) いじめの相談・通報の窓口になるとともに、複数の教職員が個別に認知した情報を収集・整理・記録して共有

(オ) いじめの防止等に係る関係機関連携（呉市教育委員会学校安全課、呉警察署、呉市こども家庭相談課等）

(カ) いじめの防止及びいじめの早期発見に係る児童及び保護者への啓発・相談窓口の設置・広報

(キ) いじめに係る情報があった場合における「5 いじめの防止等のための取組」

の「(3) いじめへの組織的な対応」に記載した対応の実施

(ク) 学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が「学校いじめ防止基本方針」の内容を容易に確認できるようにするとともに、その内容を、入学時・各年度の開始時等に児童、保護者、関係機関等に説明

エ 「いじめ防止委員会」の機能化に向けて

教育活動全体を通じて「児童との信頼関係の構築」に努め、日常の観察からいじめを「発見する・気付く」ことが大切である。把握した情報を抱え込まず速やかにいじめ防止委員会に「つなぐ」ことで、迅速な事実確認や方針決定を行い、組織としていじめに「向き合う」。さらに同僚性を基盤とした心理的安全性の高い環境を整え、「初動対応の機能化」を図ることで組織の実効性を高める。

(2) いじめ撲滅プロジェクトチームの設置

ア 目的

児童一人一人が児童会を中心とした主体的な活動を通して、いじめに対する問題意識を高め、いじめは絶対に許さないという心を育むとともに、発達段階を考慮した継続的な取組及び「いじめ見逃しゼロ」を目指した学校の風土、環境の醸成を図る。

イ 構成員

(ア) 教職員（校長、教頭、生徒指導主事、当該学年主任、教務主任、養護教諭等）

(イ) 児童代表

(ウ) 保護者（PTA会長、PTA役員等）

(エ) 地域住民（学校運営協議会委員）

ウ 取組内容

(ア) いじめの未然防止に係る啓発活動（校門でのいじめ撲滅呼びかけ運動を、あいさつ運動と兼ねて実施。標語やポスターの募集、掲示、表彰。学校通信、学年通信、PTA新聞やホームページ等を使った広報活動。）

(イ) 「保護者による相談窓口」を設置、学校・学年通信等による「いじめ相談窓口」や学校の取組等の広報

(ウ) 「いじめ撲滅プロジェクト会議」を学期に1回以上設定

(エ) その他いじめの防止等に必要な取組

5 いじめの防止等のための取組

4で示した「いじめ防止委員会」や「いじめ撲滅プロジェクトチーム」における取組に加えて、次の取組を推進する。

(1) いじめ撲滅キャンペーン

児童の主体的な活動を通して、いじめに対する問題意識を高めるとともに、いじめは絶対に許さないという心を育むために、児童会を中心としたいじめ撲滅キャンペーンを年間3回実施する。

ア 期間

第1回：6月上旬～7月上旬、第2回：10月上旬～11月上旬、第3回：2月上旬～3月上旬

イ 取組内容

- (ア) 「いじめ防止委員会」が中心となり、いじめ撲滅のための取組の話し合い、全児童参加による活動（標語、ポスター、縦割り遊び、読み聞かせ等）
- (イ) 道徳科において「公正、公平、社会正義」「友情、信頼」などの内容項目で道徳参観日を実施、懇談会での保護者啓発（学校における道徳教育や本時の授業、いじめ撲滅キャンペーンの取組の説明等）
- (ウ) 保護者会の実施や学校だより等を通して、キャンペーンについて保護者、地域の理解を得るとともに、家庭でもいじめの問題について考える契機とする。
- (エ) いじめ撲滅プロジェクトチームの参画により、いじめ撲滅の気運を高める。
- (オ) クリーン活動

(2) アンケート調査等の実施

いじめを早期に発見するには、いじめを受けた側の傷つきにできるだけ早くかつ敏感に気付く必要があり、「傷つき＝心身の苦痛」を尺度として持つことを意識しながら、次の取組を実施する。

ア 学期に1回以上、アンケート調査及び個別面談を実施する。なお、アンケート調査の実施に当たっては、児童の実態等を見ながら、調査方法（記名式、無記名式）や回答方法（学校で回答、自宅に持ち帰って回答）についても検討する。

イ 休み時間や放課後の児童の観察や声掛け、日記・連絡ノート等を活用して交友関係や悩みを把握する。

ウ いじめに関する不安や悩み、相談等について、児童や保護者等が抱え込むことがないように、「困った」「助けて」と言える雰囲気を作成するとともに、「困った」をしっかりと受け止めることができるよう、保健室や相談室の利用、「呉こどもチャット相談」「24時間子供SOSダイヤル」「いじめダイヤル24」「もしもし相談電話」等の電話相談窓口等について学校便りや学年便り等で広く周知する。

エ いじめられている事実を他者に伝えることは適切な行動であると理解させ、レジリエンス（心の回復力）の育成やSOSを出すことのできる児童の育成に向けた取組を、年間1回以上実施する。

オ 保健室や相談室の利用、電話相談窓口等について学校便りや学年便り等で広く周知する。

(3) いじめへの組織的な対応

教育相談や見守り、保護者連携等により、児童の友人関係や精神面等に係る状況の把握に努め、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有し、全教職員がいじめを受けた児童を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。なお、児童や保護者がそれ以上の対応を望まない場合も、継続して一緒に取り組む姿勢があることを示していく。

ア いじめを把握した場合には、教職員が一人で抱え込まず、いじめ防止委員会（いじめ対応チーム）で情報を共有するとともに、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係等についての情報を集め、指導に生かす。

イ いじめを受けた児童に対しては、事実関係の聴取を行うとともに、家庭訪問等に

より、迅速に保護者に事実関係を伝える。また、いじめを受けた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保する。

- ウ いじめを行った児童からも事実関係の聴取を行い、十分な反省を促すとともに、成長支援という視点を持ちながら指導をする。なお、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、呉市教育委員会及び学校と心理や福祉の専門家等、外部専門家等の関係機関が適切な連携を行う。また、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- エ 事実関係の聴取に当たっては、次のことに留意して行う。

- (ア) 児童への事情聴取はできるだけ複数教員で行い、場所や時間に配慮する。
- (イ) 児童が安心して話せる人や場所に配慮する。
- (ウ) 関係者からの情報に食い違いがないかを確認する。
- (エ) 情報提供者についての秘密を厳守し、報復等が起こらないよう細心の注意を払う。

- オ 傍観者の立場でも、いじているのと同様であることの指導をする。いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

- カ 謝罪の場の設定に当たっては、単に早期の解決を目指すのではなく、被害児童の心情に寄り添い、被害児童やその保護者の意向や状況を踏まえた上で行う。

- キ 指導や謝罪が終わった後も、被害児童や保護者への面談などを通じて、いじめに係る行為が止んでいるかどうか、被害児童が心身の苦痛を感じていないかどうかについて、日常的に注意深く見守り、継続的に確認する。

- ク 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる次のようないじめ事案等に対しては、法第23条第6項に基づき、直ちに、警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

- (ア) 学校の内外で発生した児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じている、又はその疑いのあるいじめ事案
- (イ) いじめを受けた児童又は保護者のいじめを行った側に対する処罰感情が強いなどいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案
- (ウ) 匿名性が高く、拡散しやすい等の性質を有している児童ポルノ関連のいじめ事案

- ケ いじめの問題等に関する指導記録等を作成し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

6 いじめの重大事態への適切な対応と学校における平時からの備え

(1) いじめの重大事態の定義

いじめの重大事態を、法第28条第1項の規定に基づき、次のとおり定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害
※¹が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間※²学校を欠席すること
を余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※1 児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合など。

※2 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、呉市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。特に、欠席が始まった直後の対応が重要であり、数日程度の欠席であっても、家庭との連携を積極的に行い、背景にある事実関係を整理するなど、組織的な初動対応を徹底することが大切である。

(2) いじめの重大事態への対応

本校は、呉市教育委員会の指導・支援の下で緊急対応チームを編成し、全教職員の共通認識の下、いじめられた児童を守ることを最優先としながら、適切な対応や調査を迅速に行う。

ア 呉市教育委員会が、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（以下「重大事態調査」という。）を行う主体として、学校が主体となるか、呉市教育委員会が主体となるかを判断する。

イ 本校が主体となって調査する場合は、緊急対応チームを編成し、呉市教育委員会の指導助言の下、調査を行い、その結果を呉市教育委員会に報告する。

ウ 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、当該学年担任、スクールカウンセラー等

(3) 本校における平時からの備え

ア 年度初めの職員会議や教職員研修等の実施により、「学校いじめ防止基本方針」はもとより、法やガイドライン等について理解し、いじめの重大事態とは何か、いじめの重大事態に対してどう対処すべきか認識しておく。

イ 学校だけで対応を抱え込むことがないよう、平時から呉市教育委員会と連携を緊密に行うとともに、警察や福祉などの関係機関とも連携する。

ウ 重大事態調査においては、学校における対応の検証を行うなど、学校における児童への支援及び指導の記録等が重要な調査資料となるため、「いじめ防止委員会」において会議を開催した際の記録や、児童への指導及び支援を行った際の記録を作成し、保存しておく。

エ いじめを重大化させないことが重要であり、いじめの未然防止や早期発見・早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。

7 検証及び基本方針等の見直し

- (1) 策定した基本方針が機能しているか否かの検証及び見直しを，毎年度末までに行う。
- (2) 学校評価において，いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し，達成状況を評価する。また，評価結果を踏まえ，学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。
- (3) いじめ撲滅プロジェクトチームにおいて，各学期末にいじめ防止等に係る振り返りを行い，その結果に基づき，実施計画の修正を行う。
- (4) いじめ撲滅プロジェクトチームにおいて，各種アンケート，いじめの認知件数及びいじめの解決件数，いじめ防止等に係る具体的な数値を基に，年間の取組を検証し，次年度の生徒指導推進計画を作成する。